

山梨県大村智人材育成基金
令和6年度 山梨県若者海外留学体験人材育成事業
Q & A

Q 海外大学、大学院等への進学は補助の対象になりますか。

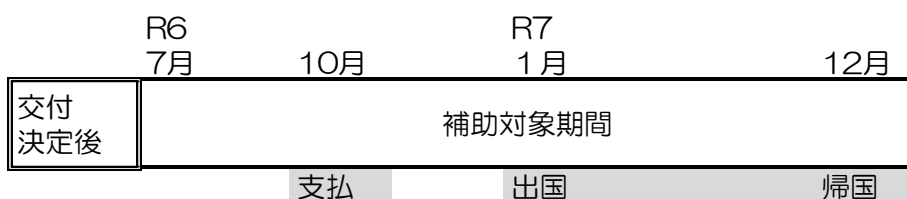
A 県内の学校に在籍していることが応募要件のため、対象外となります。

Q 高校生コースの（i）令和6年度出国コースと（ii）令和7年度出国コースは、どのように選べば良いのですか。

A 高校生コースは留学団体等の留学プログラムの利用を考慮しています。留学団体への支払のタイミングによってコースを選択してください。

交付決定より前に支払った留学団体等への留学経費は、補助対象経費となりませんので注意してください。なお、交付決定は6月末頃になる予定です。

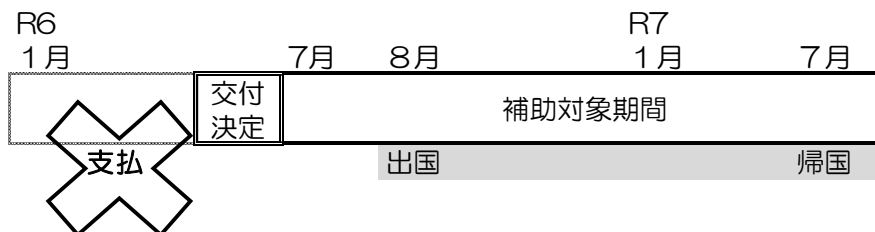
（i）令和6年度出国コースの例 冬の留学



（ii）令和7年度出国コースの例 夏の留学



※注意する例 交付決定より前に支払った経費は補助対象となりません。



交付決定から帰国の間に支払った経費は補助対象となります。



Q 現在中学3年生で、高校1年生で留学したいと考えていますが、高校生コースの(ii)令和7年度出国コースに応募できますか。

A 申請時から留学期間において、高等学校等に在籍していることが要件となるので、中学生は応募できません。

Q 現地で、主な活動の他に語学学校に通う計画でいますが、応募できますか。

A 外国語習得のみを目的とした留学は対象外ですが、語学研修が計画の一部に含まれていることは問題ありません。なお、語学学校の授業料等は補助対象になりません。

Q 山梨県内に住んでいて、県外の学校に通っていますが、応募できますか。

A 山梨県内にお住まいの方でしたら、県外の高等学校等や大学等に在籍している方も応募できます。なお、県外の通信制課程に在籍している場合も応募が可能です。

Q 応募の時点で受入先・滞在先は決定している必要がありますか。

A 応募時に受入先・滞在先が必ずしも決定している必要はありませんが、具体的な候補を決め、打診をしておくなどの準備は必要です。選考では計画の実現可能性や安全性の確保も判断基準となるため、なるべく早く決定していることが望ましいです。

また、受入先・滞在先が応募の段階と大きく異なり、留学の効果が低くなってしまうと判断された場合には、採用が取消になる可能性があります。

なお、留学先が決まり次第、受入を証明する書類等を速やかに提出してください。

Q 推薦書について、必ず学長・校長の推薦を受けなければなりませんか。

A 必ず学長・校長の推薦を受けてください。

Q 受け入れを認められたことを証明する書類とはどのような書類ですか。

A 留学できることが確認できる、通学または活動する受入機関の「受入許可証」です。

Q 提出する書類は、手書きでないといけませんか。

A パソコンで作成いただいても結構です。

Q 留学後に提出する報告書は、公開されるのでしょうか。

A 本事業の広報のため、報告書その他、留学生の氏名、在籍校、留学先、留学先での様子が分かる写真等の情報を県ホームページに掲載したり、報道機関に提供することがあります。

Q 支払いを証する資料をなくした場合は、どうなりますか。

A 補助対象経費として認められませんので、領収書等は大切に保管してください。

Q 大学生等コースで、留学期間が1年に満たない場合は、応募できませんか。

A 原則として1年間（長期休業期間も含む）程度の留学が対象となります。例えば、アメリカの学校であれば、9月から翌年度6月初旬までの授業期間に留学し、6月～8月の夏期休業期間には日本に帰国している場合でも対象となります。受入先の事情等により応募ができる場合がありますので、相談してください。

Q どのような留学が対象となりますか。

A 国際的な視野と高度な知識・技能を身につけるための留学が対象となります。過去に補助対象となった方の留学目的は次のとおりです。

○高校生コース ボランティア活動の研究、他国の英語教育の比較、異文化交流、ドイツ周辺国の戦争に対する考え方の学習、教育制度の違いによる国民性影響調査

○大学生等コース 化学を通じた発想力の養成、途上国支援・地域開発の学習、観光学の学習、観光政策や地域づくりの調査研究、先進的保育の体験的学習、実践的広告学の学習、異文化理解

Q 令和7年1月に留学で飛び立つ予定ですが、令和7年度の募集に応募できますか。

A 令和6年7月1日から令和7年3月31日の間に留学を開始する方は、令和6年度募集の対象者となりますので、令和7年度の募集には応募できません。

Q 将来、返還する必要がありますか。

A 補助金になりますので、返還の必要はありません。ただし、募集要項に定める補助

金交付の取り消し及び返還に該当する場合は、返還を求める場合があります。

Q 交付決定とは何ですか。

A 補助金を支払う対象者として決定することを指します。応募申請者の中から書類審査、面接審査を経て令和6年6月末頃までに交付決定する予定です。

Q これから応募する予定ですが、飛行機のチケットを購入済みなのですが、補助対象となりますか。

A 交付決定後に支払う経費が補助対象となるので、交付決定前に購入済みのものは対象外となります。

Q 「令和6年7月1日から令和7年3月31日までの間に、留学を開始(出国)する者」とありますが、令和6年7月1日の授業を受けるために6月のうちに出国する場合は補助対象となりますか。

A 出国日を基準としているので、6月のうちに出国する場合は応募要件を満たしておらず、補助対象とはなりません。

Q 郵送での提出の場合、当日消印有効ですか。

A 当日消印有効です。

Q 山梨県外出身者でも応募できますか。

A 山梨県内の高校や大学等に在籍して、留学期間も在籍している方は対象となります。

Q 補助金はいつ支払われますか。

A 留学から帰国して、実績報告書を提出した後に補助金の支払いとなります。